岡山県における大気汚染物質の測定体制について

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第22条の規定により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質(PM2.5)、二酸化窒素などの環境基準等が設定されている物質について県下67測定局で大気の汚染の状況を常時監視していることについて、測定局における測定項目を次のとおり変更する。

なお、岡山市、倉敷市の区域については、両市が大気汚染防止法に基づき監視事務 を行っているため、変更に係る検討の対象としていない。

1 測定項目ごとの測定局数

- ・二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の測定局をそれぞれ1局廃止する。
- ・二酸化窒素の測定局を6局廃止する。

測定項目	測定	局数	増減	【参考】	
侧足坝日	現在	変更 (案)	省	必要な測定局数	
二酸化硫黄	41 (16)	40 (15)	▲ 1 (▲ 1)	13 (5)	
浮遊粒子状物質(SPM)	55 (24)	54 (23)	▲ 1 (▲ 1)	25 (9)	
微小粒子状物質(PM2.5)	27 (10)	27 (10)	± 0	25 (9)	
一酸化炭素	7 (2)	7 (2)	± 0	4 (2)	
光化学オキシダント	45 (20)	45 (20)	± 0	25 (9)	
二酸化窒素	57 (25)	51 (19)	▲ 6 (▲ 6)	25 (9)	
非メタン炭化水素	13 (5)	13 (5)	± 0	13 (5)	

注1:()内の数値は、岡山市及び倉敷市を除く地域(以下「県管轄地域」という。)の測定局数

注2:「必要な測定局数」とは、環境省が示している「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(以下「環境省事務処理基準」という。)で算定される全国的視点から必要な測定局数

2 変更の理由

(1) 用吉局における二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の廃止(資料2-1) 用吉局は、玉野市設置の測定局であり、玉野市が廃止に向けて検討をしていること、また、国道 30 号線を監視する唯一の自動車排出ガス測定局であること等を勘案し、用吉局を玉野市から岡山県へ移管するとともに、次のとおり測定項目を見直す。

用吉局の測定項目のうち、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素については、長期的評価による環境基準達成率が100%と良好な状況が続いており、年平均値は、近年、横ばいの状況又は減少傾向にある。また、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は上表のとおり5局又は9局であるが、県管轄地域では、いずれもこの測定局数を十分に満たしていることから、用吉局における濃度の状況を考慮し、これら3つの測定項目を廃止する。

(2) 県管轄地域における二酸化窒素の測定局の一部廃止(資料2-2)

長期的評価による環境基準達成率は100%と良好な状況が続いており、年平均値は、近年、減少傾向にある。また、県管轄地域では、用吉局を除き24局で測定しているが、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は9局であることから二酸化窒素の濃度や県内の測定局の配置状況を考慮し、5局(野谷局、日生局、新見局、高梁局及び美作局)を廃止し19局とする。

3 変更関係測定局(○:現測定項目、×:測定項目の廃止)

所在 市名		測定局名		測定局設置者	測定項目						
					二酸化硫黄	浮遊粒 子状物 質(SPM)	微小粒子 状 物 質 (PM2.5)	一酸化炭素	光化学	二酸化	非メタン炭 化水素
玉	野	用	吉	市→県	×	×		\circ	0	×	0
備	前	野	谷	市	\circ	\circ				×	
備	前	日	生	県		\circ				×	
新	見	新	見	県		\circ	0		\circ	×	
高	梁	高	梁	県			0		0	×	
美	作	美	作	県					0	×	